

船橋市立法田中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和4年4月1日

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・すべての生徒が良さを発揮でき、互いに認め尊重しあえる集団を育てる。
- ・生徒指導の機能を生かした教育活動の実践を心掛け、「自己決定」「自己存在感」を与え「共感的人間関係」が育つ授業を行う。
- ・生徒の表情、交友関係の変化、授業への取り組み、持ち物や掲示物の汚損等、教職員が視点を明確にして見守り、観察するよう努める。

② いじめの早期発見のための措置

- ・複数の目で早期にいじめを発見できるように、多くの教職員が意図的に生徒に関わる。
- ・在籍する生徒に対する定期的な調査を年2回以上実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。
- ・定期的な教育相談期間等を設定し、年間計画に位置付けるとともに、日頃からあらゆる機会を見つけ、教育相談を実施する。
- ・生徒で気になる点がある場合は、速やかに家庭との連携を図り、対処することできるよう体制を整備する。

③ いじめへの対処のための取組

- ・いじめを発見したら、特定の教職員が一人で抱え込むことがないように、組織的に対応する。
- ・いじめを受けた生徒、行った生徒、周りにいた生徒を含め、多方面から情報を収集し、事実に基づく具体的な対応方針を決定する。
- ・いじめ問題解決のために、事実関係を整理したうえで、関係保護者に伝える。
- ・学校だけでは解決が困難な事案については、教育委員会と連携しながら必要諸機関に協力をあおぎ、的確に対応する。

④ SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他SNS等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNS等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルや健全なSNS等の利用・フィルタリングソフトの活用などの研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
<構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、※（養護教諭、SC）※いじめ事案発生時
<活 動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること
<開 催> 毎週1回の経営部会で各学年の生徒の実態を報告し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、組織的に対応し、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を積極的に行う。
- ・周囲の生徒に対して、はやし立てたり傍観者の立場にあったりする生徒には、いじめに加担する行為であると理解させ、再発を防ぐ指導を行う。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会との協議の上、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの未然防止、早期発見、実態把握及び対処を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止、早期発見、対処に関する取組に関すること

3. 令和4年度 年間計画（今後の情勢によって変更する場合があります）

月	おもな行事	いじめ防止に関わる取り組み
4	● 始業式，入学式 ● 保護者会 ● 前期学級組織づくり ● 避難訓練 ● 1年校外学習 ● 自宅確認習慣	● 式典・儀式への参加を通じて学校(学年・学級)への所属感をもつ < 始業式・入学式 > ● 学級において，互いの存在を認め合う < 学級活動 > ● 望ましい人間関係の構築 < 学級活動 > ● 授業規律を身に付ける < 教科指導 > ● 活動に目標を持って取り組む < 部活動・生徒会活動 > ● 保護者から理解と協力を得，連携を図れるようにする < 保護者会 >
5	● 授業参観・部活動保護者会 ● 2年生校外学習	● 授業の工夫（生徒がわかりやすい授業を） < 授業参観 > ● 学級・授業，部活動での生徒の様子を知って頂く < 授業参観・部活動保護者会 > ● 学級・班を中心とした人間関係を深める < 旅行的行事 > ● 学年への所属感を高め，公共の場に出た時のマナーを身に付ける < 旅行的行事 >
6	● 壮行会 ● いじめに関するアンケート調査 ● 3年生修学旅行 ● 生徒総会 ● 教育相談	● 学校への所属感を高めるとともにより良い学校生活を考える < 生徒総会・学級活動 > ● いじめについての実態調査を行い，問題があった場合は早期解決を図れるようにする < いじめに関するアンケート調査 > ● 3年生，大会に出場する生徒を皆で応援する < 壮行会 > ● 個々の生徒の悩みを聴き，解決を図れるように支援する < 教育相談 >
7	● 避難訓練 ● 市総体 ● SNSの使用について ● 1・2年生保護者会 ● 3年生 三者面談 ● 夏期休業	● 3年生，大会に出場する生徒を皆で応援する < 市総体 > ● 生徒たちの成長を保護者と協力して支援する < 保護者会・三者面談 > ● SNS等を通じて行われるいじめを防止し，情報モラルについての理解を深める（集会） ● 自分の立てた計画に基づいた活動に目標を持って取り組む < 部活動・家庭学習 >
8	● 夏期休業	● 自分の立てた計画に基づいた活動に目標を持って取り組む < 部活動・家庭学習 >
9	● 体育祭(9月30日)	● 行事を通して，学校・学級における有用感や団結感などを感じ合う < 体育祭 >
10	● 立会演説会・生徒会役員選挙 ● 後期学級組織づくり ● 前期終業式 ● 後期始業式 ● 三者面談	● 会への参加や選挙での投票などを通じて学校(全校)への所属感と生徒会活動に積極的に活動する気持ちを高める < 立会演説会・生徒会役員選挙・学級組織づくり > ● 学級において，互いの存在を認め合い，有用感をもつ < 学級活動 > ● 前期の取り組み，また進路の目標達成に向け，保護者と協力して支援する < 三者面談 >
11	● 三者面談 ● 合唱祭 ● 2年生 職業講演会 ● 薬物乱用防止教室	● 前期の取り組み，進路の目標達成に向け，保護者と協力して支援する < 三者面談 > ● 行事を通して，学級の団結力を高め，有用感を感じ合う < 合唱祭 > ● 講演会を通して，働く人の考えや機微に触れ，自分の将来を考える機会とする < 職業講演会 > ● 薬物による害を知り,命の尊さと薬物使用を許さない強い意志をもつ <薬物乱用防止教室>
12	● いじめに関するアンケート調査 ● 1・2年生 三者面談 ● 学校評価の実施	● いじめについての実態調査を行い，問題があった場合は早期解決を図れるようにする < いじめに関するアンケート調査 > ● 生徒たちの成長を保護者と協力して支援する < 三者面談 > ● 教育活動や実践について振り返る < 学校評価 >
1	● 学校評価の検討 ● 新入生保護者説明会	● 職員による組織で教育活動について振り返り検討を行う < 学校評価 >
2	● いじめに関するアンケート調査 ● 今年度の反省と次年度の方針検討	● いじめについての実態調査を行い，問題があった場合は早期解決を図れるようにする < いじめに関するアンケート調査 > ● 職員による組織で，今年度の学校評価の結果をもとに，次年度の活動を検討・確認する < 今年度の反省と次年度の方針検討>
3	● 三年生を送る会 ● 卒業式 ● 1・2年生 保護者会 ● 修了式	● 卒業する3年生への感謝・祝福の気持ちを込めて送る会・卒業式の活動に参加する < 三年生を送る会・卒業式 > ● 生徒たちの成長を保護者と協力して支援できるよう連携を図る < 保護者会 > ● 進級への心構えをもって新年度を迎えられるよう支援する < 修了式 >

4. いじめ相談・通報連絡先

船橋市立 法田中学校 〒273-0047 船橋市 藤原 7-46-1

☎ 047(438)3026, FAX 047(438)3028 【 担当者：教頭，生徒指導主事，養護教諭 】